平成26年度 第3回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会 会議報告書

1	日時	平成27年1月8日(木)午後1時~
2	場所	三郷市健康福祉会館 2階 視聴覚室
3	出席者	座長 長友祐三
	H7/10 E	委員 田中良夫、青木成夫、宍戸六郎、藤竿千恵美
		神波誠、尾上朝子、晝間章、森幸枝
4	欠席者	1名
5	議題	1. 開会
	HX/区	2. 座長あいさつ
		3. 部長あいさつ
		4. 議題及び説明
		① 第6期三郷市高齢者保健福祉計画等に対するパブリック・コメントの
		結果について
		② 第6期介護サービス見込量について
		5. 事務連絡
		6. 閉会
6		1名
7	配布資料	□ 1-石 □ 資料 1 第 6 期三郷市高齢者保健福祉計画等に対するパブリック・コメントの
'	印加貝科	は果について 一類の第二が中間から保険価値計画等に対するパブサック・コブンドの
		資料2 第6期介護サービス見込量について
8	 会議の内容	1. 開会
O	云磯の内谷	
		 2. 座長あいさつ
		2. 座皮の(13)
		2 故長ないさの
		3. 部長あいさつ
		4 美国民工工工作学 中日
		4. 議題及び説明
		①第6期三郷市高齢者保健福祉計画等に対するパブリック・コメントの結果 について
		(事務局)第6期三郷市高齢者保健福祉計画等に対するパブリック・コメント
		手続きの実施結果についての説明
		 (座長) それでは資料1に基づきまして、事務局からの説明がございました。
		() () () () () () () () () ()
		こ复問やこ息見がこさいましたら、お願いしょり。ハブリック・コメントの息 見として出されたのは、大きく分けて2点ということで、よろしいでしょうか。
		兄として国されたのは、人さく分けて2点ということで、よろしいでしょうか。
		(事な日) 担川ととと辛日書はの供べぎがいます。 プブリーケー・ハイの日
		(事務局)提出された意見書は2件でございます。パブリック・コメントの具
		体的な質問の内容と回答案につきましては、次回の介護保険運営協議会でお示した。
		ししたいと考えております。
		(チ号) 地口に見仕始み所用の中皮の説明がもプレンミュレムので、地口に充
		(委員) 次回に具体的な質問の内容や説明があるということなので、次回に意
		見や質問が出ると思います。
		(庫目) 人体の計画集中ナベのマウァ コンマキ※四 パキ トナコキ パーフェ > コ
		(座長) 今後の計画策定までの予定についても説明がありましたが、そちらも トストルでしょうか、かければ、結ままして、次間のについて東次早から説明
		よろしいでしょうか。なければ、続きまして、資料2について事務局から説明
		をお願いします。
L		

②第6期三郷市介護保険事業計画介護サービス給付費等の推計について

(事務局)②第6期三郷市介護保険事業計画介護サービス給付費等の推計についての説明

(座長) それでは資料 2 に基づきまして、事務局からの説明がございました。 ご質問やご意見がございましたら、お願いします。

(委員) 地域密着型の事業が増えますが、事業所の公募は4月から行わないと間に合わないと思います。どのような手続きとなるのでしょうか。

(事務局)地域密着型サービスの新たな整備については、28年度整備分、29年度整備分に分けて、それぞれ段階を踏んで施設の種類ごとに実施していきます。28年度整備分については、年度明け4月から公募の準備を始めていきたいと考えております。

(委員) グループホームは、現在、各圏域に1箇所ずつ整備されていますが、 これからは圏域に1つという考えは外していくということなのでしょうか。

(事務局) グループホームは第5期中の整備により、全ての圏域に整備を終えました。今後、認知症患者の増加が予測されておりますので、必ず圏域に1箇所ということではなく、不足が生じる地域を見極めながら、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

(委員) 北部には施設が充実しているが、南部は不足しているように思います。 南部を中心に整備を進めていく必要があると思います。しかし、現状としては、 施設の立地条件が良いことから、北部に集中して施設が建設されることが懸念 されます。公募の際に考慮してもらえればと思い、発言しました。

(事務局) 北部は南部に比べ、市街化調整区域が多く、建設要件により北部に 集中している傾向がありますが、地域密着型サービス事業所については、市街 化区域と市街化調整区域どちらも建設可能でございます。

(委員) 資料2の17ページの居宅療養管理指導ですが、適正な請求がなされていない場合も多く、給付費を無駄に使われてしまうことが懸念されます。事業所への指導を徹底していただきたいと思います。

(事務局)介護給付費の適正化につきましては、適正化システムを活用し、データをチェックしており、明らかに不適切な請求については、事業所に返戻しているところでございます。

(座長)国も社会保障費削減を基本方針としているので、不正請求の取締りも、 今後強化していくこととなると思います。

資料を見ますと、介護給付費はかなり伸びており、これに伴い、当然、介護 保険料も値上げすることとなると思いますが、いくら位を想定しているのでしょうか。

(事務局)本市の第5期の保険料基準額は、月額4,000円でした。一般的には、第6期の保険料は1,000円程上昇するのではないかと言われておりますが、本市も含め、近隣の東部地域では、そこまでの上昇はないものと想定しております。また、現在、介護給付費基金に約4億円を積んでおりますが、急激な保険

料額の上昇を避けるため、基金からの取り崩しを考えております。

(委員)地域支援事業についてですが、29年度からは新しい総合事業に切り替わり、ますます介護予防事業の充実が必要となってくると思いますので、介護予防センター等の拠点づくりも是非検討いただきたいと思います。

(事務局)新たな総合事業は、これまでの介護予防事業に加え、要支援者の訪問介護と通所介護の移行に伴う日常生活支援サービスの事業も同時に実施することとなります。要支援者が受けているサービスの7割が移行するわけですから、事業開始にあたっては、十分に時間を掛けて準備する必要があると思います。来年度早々から事業実施に向けた具体的な準備を進めていくこととしていますので、その中で議論、検討を進めていきたいと考えております。

(委員)移行する生活支援サービスですが、国では、地域ボランティアやNPOが主体となり実施していくことを考えているようですが、現在のサービス事業者にそのまま実施していくこともできると思います。三郷市では、どちらの方法で進めていくことを想定しているのでしょうか。

(事務局)新たな総合事業を円滑に実施していくためには、ご指摘のサービス はどちらも必要ではないかと思います。同時に進めていくためにも、十分な準 備期間が必要と考えております。

(委員) 今後は、身体介護が必要な方よりも認知症患者が増えていくと思われます。そのような患者で、かつ要介護度が高い方は、受け入れる施設が限られてくると思いますが、現状、市では十分な施設が確保されているのでしょうか。

(事務局) 認知症の方の受け入れ先としては、まずはグループホームが考えられます。この施設は、要介護度が高い方でも入所できます。まだ入所定員に達していない施設もあり、現状では充足していると考えていますが、整備は計画的に進めていくこととしています。また、特別養護老人ホームでも認知症の方を受け入れることができます。特別養護老人ホームは依然として入所待機者が多くいらっしゃいますが、近年の整備により若干は緩和されていると考えております。

(長友座長) 他にはいかがでしょうか。

(委員)施設整備に関しては、確かに計画的な整備によりベッド数は増床していますが、委員がお話しされていたように、本当に介護が大変な方の入所がスムーズに行える施設であるのか、ということは心配な点です。数の問題だけでなく、質の向上も考えていかなくてはならないと思います。

(委員) 新たな総合事業に移行していく介護予防事業ですが、シルバー元気塾等の運動機能向上の事業は充実しているようにみえますが、栄養管理指導や口腔ケア等の事業が少ないと感じています。私も以前申込みしたことがありましたが、抽選に漏れてしまい、参加することができませんでした。専門家の方からお話をいただく機会があれば有難いし、介護予防に繋がっていくのではないか思います。

(委員)介護予防事業は、比較的元気な方を対象としている事業です。高齢者 の健康寿命を延ばすという視点も大切ですが、今後は認知症患者も急増してい くので、認知症施策にもっと力を入れていく必要があると思います。

(会長)介護予防事業についても、今後は医療との連携が不可欠と考えます。 医師や薬剤師と連携を密にして、様々なサービスを展開していくことが今後は 重要になってくると思います。

他にはよろしいでしょうか。それでは本日の議題はすべて終了となります。 次回は計画の答申を予定されているとのことですので、最後に計画策定に向 けて、今後の手続きの流れを事務局から説明をお願いします。

(事務局) 高齢者保健福祉計画の懇話会は、本日の3回目の会議で終了となります。次回の介護保険運営協議会において、介護保険事業計画の内容やパブリック・コメントの回答案などを審議いただき、同時に計画の答申案をお示しさせていただく予定です。その後2月5日に答申書を市長に提出する流れとなり、この間で計画書の策定を進めていきます。

3月には第6期保険料の基準額や所得段階を定めた介護保険条例の改正案を 議会に上程し、計画書の策定は最終的に3月末となる見込みでございます。

5. 事務連絡

6. 閉会